

参考様式とCSVファイルを活用した国庫負担基準単位の算定手順

1 使用する参考様式及び国保連合会のCSVファイル

(1) 参考様式

参考様式は、別途厚生労働省から送付するものを活用されたい。

(2) 国保連合会のCSVファイル

国保連合会のCSVファイルは統計情報の一環として送付されているのが一般的である。

なお、国保連合会のCSVファイルは、事業所からの請求を受け付けた年月を基準に作成されており、月遅れ請求等があった場合には、通常請求分と合わせて当該請求を受け付けた月の利用者数として計上されていることから、厳密には当該月の利用者数ではないところであるが、当該月遅れ請求等についても、別途調整等は要せず、そのまま使用して差し支えない。

国庫負担基準単位の算定に使用するファイルは以下のタイトルのファイルである。

ア000000_0_00000000_0000000000000styleK1.csv

イ000000_0_00000000_0000000000000styleK3.csv

※0は便宜上の表記である。なお、それぞれの数字の意味は次のとおり。

000000	0	00000000	000000	000000
市町村番号		データ作成年月日	受付年月	市町村番号

(3) 国庫負担基準単位の算定する期間について

国庫負担基準単位は、3月から翌年2月までを1年度とする当該年度に属する各月ごとに単位数を算定すること。

なお、上記3月から翌年2月までの算定処理年月については、介護給付費等を集計する年月と合わせること。

2 参考様式へのCSVファイルの貼付手順

(1) 参考様式の月の表示、「区分」欄、「区分ごとの単位」欄を確認する。

また、単位数の改定等がある年度においては、4月受付分については、改定前単位が記載された参考様式を使用し、5月受付分以降は改定後単位が記載された参考様式を使用する（下の平成30年度の例では、「区分ごとの単位」が平成30年4月受付分と平成30年5月受付分以降で異なることに加え、特別地域加算対象者の「区分ごとの単位」の行が追加されているので注意。以降例は平成30年度を例に示す。）。

◎参考様式

区分ごとの単位	実 利 用 者 数												計	区分ごとの単位×実利用者数	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			
84,320														0	0
33,830														0	0

◎平成30年4月受付分を入力する参考様式

区 分	区分ごとの単位
イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者	
(1) (2)に掲げる者以外のもの	84,320
(2) 介護保険給付対象者	33,830
ロ 重度障害者等包括支援対象者で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの	
(1) (2)に掲げる者以外のもの	69,070
(2) 介護保険給付対象者	34,540
ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。）	
(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの	
(一) 区分六に該当する者	47,490
(二) 区分五に該当する者	33,310
(三) 区分四に該当する者	26,570
(四) 区分三に該当する者	21,220

◎平成30年5月受付分以降を入力する参考様式

区 分		区分ごとの単位
(1) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者		
(一)	(二)に掲げる者以外のもの	85,750
	(二)に掲げる者以外のもの(特別地域加算対象者)	98,613
(二)	介護保険給付対象者	58,480
	介護保険給付対象者(特別地域加算対象者)	67,252
(2) 重度障害者等包括支援対象者で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの		
(一)	(二)に掲げる者以外のもの	69,830
	(二)に掲げる者以外のもの(特別地域加算対象者)	80,305
(二)	介護保険給付対象者	42,560
	介護保険給付対象者(特別地域加算対象者)	48,944
(3) 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者((2)に掲げる者を除く。)		
(一)	(二)から(四)までに掲げる者以外のもの	
a	区分六に該当する者	48,110
	区分六に該当する者(特別地域加算対象者)	55,327
b	区分五に該当する者	33,740
	区分五に該当する者(特別地域加算対象者)	38,801
c	区分四に該当する者	26,920
	区分四に該当する者(特別地域加算対象者)	30,958
d	区分三に該当する者	21,500
	区分三に該当する者(特別地域加算対象者)	24,725

(2) styleK1.csvのデータの貼り付け<区分(1)から(6)まで及び(9)>

ア 国保連合会のデータのうちstyleK1.csvをエクセルで開き、D1のセル(赤枠のセル)に表示されている月を確認する。

国保連合会のデータは受付月表示であることから、下記の例として挙げているデータでは、「平成30年04月」と表示されているので、当該データは平成30年4月受付分である。

◎styleK1.csvの例

0 F5490	0 平成30年04月	〇〇県	〇〇市
1 4月			
2	0		
3	0		
----- (中略) -----			
84	0		
85	0		
86	0		
87	0		
88	0		
89	0		

イ styleK1.csvのデータをA列に表示されている数字が2の行から平成30年4月受付分は89の行までを、平成30年5月受付分以降は154の行までを範囲選択（マウスで左クリックしながらドラッグ、又はshiftキーを押しながら矢印キーで移動する。）してコピー（マウスの右ボタンを押してコピーを選択、又はCtrlキーを押しながらCキーを押す。）する。

◎平成30年4月受付分のコピー範囲

0 F5490	0 平成30年04月	〇〇県	〇〇市
1 4月			
2	0		
3	0		
----- (中略) -----			
84	0		
85	0		
86	0		
87	0		
88	0		
89	0		

← 赤枠の範囲を範囲選択して、コピーする。

◎平成30年5月受付分以降のコピー範囲

0 F5490	0 平成30年05月	〇〇県	〇〇市
1 5月			
2	0		
3	0		
----- (中略) -----			
149	0		
150	0		
151	0		
152	0		
153	0		
154	0		

← 赤枠の範囲を範囲選択して、コピーする。

ウ コピーしたstyleK1.csvのデータを参考様式の該当月の下のセル（例では赤枠のセル）に値ペースト（セルの書式等は引用せずにコピーした値だけをペーストすること。マウスの右クリックを押して表示されたウィンドウから（形式を選択して貼り付け）をクリックし、表示されたウィンドウから（値）をチェックして「OK」をクリックする。）する。

例えばD1のセルに「平成30年04月」が表示されるstyleK1.csvのデータは4月受付分であるので、参考様式の「3月」の下のセルに値ペーストする。同様に「平成30年05月」が表示されるstyleK1.csvのデータは5月受付分であるので、参考様式の「4月」の下のセルに値ペーストする。

◎平成30年4月受付分のペースト場所

区分ごとの単位	実利用者数													計	区分ごとの単位×実利用者数
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			
84,320	0	←赤枠のセルで値ペーストすると、赤色の列にデータが引用される。											0	0	
33,830	0													0	0
(中略)															
3,100	0													0	0
3,100	0													0	0
3,100	0													0	0
3,100	0													0	0
3,100	0													0	0
3,100	0													0	0
														合計	0

◎平成30年5月受付分のペースト場所

区分ごとの単位	実利用者数													計	区分ごとの単位×実利用者数
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			
85,750		0	←赤枠のセルで値ペーストすると、赤色の列にデータが引用される。											0	0
98,613		0												0	0
(中略)															
3,100		0												0	0
3,100		0												0	0
3,100		0												0	0
3,100		0												0	0
3,100		0												0	0
3,100		0												0	0
														合計	0

エ 4月受付分から翌年3月受付分までの12か月分について、アからウまでの作業を繰り返す。

オ 事業所等から直接介護給付費等の請求を受けている利用者に係る実績についてはstyleK1.csvの利用者数に含まれていないため、国庫負担基準告示の定めに基づき区分を判断した上で、エまでで作成した参考様式に別途手入力追加計上する。

(3) styleK3.csvのデータの計上<区分(7)及び(8)>

ア 国保連合会のデータのうちstyleK3.csvをエクセルで開き、該当者がいるか、また、データの月を確認する。

styleK1.csvと同様に受付月表示であることから、仮にA2のセル(赤枠のセル)に「平成30年05月受付分」と表示されている場合には、当該データは平成30年5月受付分である。

◎該当者有りのstyleK3.csv

告示第530号 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等 二. (7)、(8)に掲げる者									
平成30年05月 受付分									
市町村番号	0								
市町村名	〇〇市								
証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者番号	受給者氏名	障害支援区分	サービス提供月	種別	特別地域加算対象者	給付費	
0〇〇市		0●●●●		25	201803	給付		30000	
0〇〇市		1△△△△		26	201803	給付		100000	
0〇〇市		2××××		25	201803	給付		80000	

◎該当者無しのstyleK3.csv

告示第530号 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等 二. (7)、(8)に掲げる者									
平成30年05月 受付分									
市町村番号	0								
市町村名	■■市								
証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者番号	受給者氏名	障害支援区分	サービス提供月	種別	特別地域加算対象者	給付費	
該当するデータがありませんでした。									

イ styleK3.csvに該当者がいる場合、受給者番号及び受給者氏名等を基に、当該該当者の受給者証及び認定調査時の資料等により重度訪問介護等の「利用者の支援の度合いに相当する支援の度合いにあるもの」にあるかを「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」(平成30年4月1日)に従って確認する。

告示の区分	サービス	心身の状態
区分(7) (一)	重度訪問介護	(ア) 次の(一)及び(二)のいずれにも該当していること (一) 二肢以上に麻痺等があること。 (二) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。 (イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者
区分(7) (二)	同行援護	同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。
区分(7) (三)	行動援護	障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合い)である者
区分(8)		区分(7)(一)から(三)のいずれにも該当しない

◎介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）（抜粋）

行動関連項目	0点			1点		2点	
コミュニケーション	日常生活に支障がない			特定の者	会話以外の方法	独自の方法	コミュニケーションできない
説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか判断できない	
大声・奇声を出す	支援が必要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
異食行動	支援が必要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
多動・行動停止	支援が必要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
不安定な行動	支援が必要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
自らを傷つける行為	支援が必要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
他人を傷つける行為	支援が必要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
不適切な行為	支援が必要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
突発的な行動	支援が必要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
過食・反すう等	支援が必要	希に支援が必要	月に1回以上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
てんかん	年1回以上			月に1回以上		週1回以上	

ウイで区分（7）の（一）から（三）までのいずれに該当するか又は区分（8）に該当するかを確認したら、「障害支援区分」欄を確認し、「24」なら「区分4」、「25」なら「区分5」、「26」なら「区分6」に計上する。「特別地域加算対象者」欄が「該当」の場合、「特別地域加算対象者」に計上する。また、「種別」欄が「給付」となっている場合は「+1」、「過誤」となっている場合は「-1」としてカウントし、月遅れ請求や過誤調整分もstyleK3.csvに表示されている「サービス提供月」欄の月には割り振らない。例えば月遅れ請求等を含めた5月受付分については4月の欄に計上する。

◎styleK3.csvの区分例

告示第530号 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等 二. (7)、(8)に掲げる者
 平成30年05月 受付分

市町村番号	市町村名	証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者番号	受給者氏名	障害支援区分	サービス提供月	種別	特別地域加算対象者	給付費	資料から判断した区分	カウント
000000	××市	111111111	〇〇〇〇			25	201804	給付		63875	区分7(一)	+1
000000	××市	222222222	△△△△			24	201804	給付		11352	区分7(三)	+1
000000	××市	333333333	■			25	201803	給付		139198	区分8	+1
000000	××市	333333333	■			25	201803	過誤		-139198	区分8	-1
000000	××市	333333333	■			25	201804	給付		135329	区分8	+1
000000	××市	444444444	***			26	201804	給付	該当	42654	区分8	+1

上記の例であれば、区分（7）（一）bが1、区分（7）（三）cが1、区分（8）（一）（特別地域加算対象者）が1、区分（8）（二）が1（区分（8）（二）の該当者の201803の給付と過誤は相殺）になる。

◎styleK3.csvデータの参考様式への入力

区 分	区分ごとの単位	利用者数		区分ごとの単位×実利用者数
		4月	計	
(7) 居宅介護に係る支給決定を受けた者のうち共同生活援助サービス費の注5 又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を 算定されるもの((2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)				
(一) 重度訪問介護サービス費の利用者の支援の割合に相当する支援の割合にあるもの				
a 区分六に該当する者	13,030	0	0	0
区分六に該当する者(特別地域加算対象者)	14,985	0	0	0
b 区分五に該当する者	9,470	1	1	9,470
区分五に該当する者(特別地域加算対象者)	10,891	0	0	0
c 区分四に該当する者	7,400	0	0	0
区分四に該当する者(特別地域加算対象者)	8,510	0	0	0
(二) 同行援護サービス費の利用者の支援の割合に相当する支援の割合にあるもの				
a 区分六に該当する者	3,360	0	0	0
区分六に該当する者(特別地域加算対象者)	3,864	0	0	0
b 区分五に該当する者	3,360	0	0	0
区分五に該当する者(特別地域加算対象者)	3,864	0	0	0
c 区分四に該当する者	3,360	0	0	0
区分四に該当する者(特別地域加算対象者)	3,864	0	0	0
(三) 行動援護サービス費の利用者の支援の割合に相当する支援の割合にあるもの				
a 区分六に該当する者	11,500	0	0	0
区分六に該当する者(特別地域加算対象者)	13,225	0	0	0
b 区分五に該当する者	7,930	0	0	0
区分五に該当する者(特別地域加算対象者)	9,120	0	0	0
c 区分四に該当する者	5,820	1	1	5,820
区分四に該当する者(特別地域加算対象者)	6,693	0	0	0
(8) 居宅介護に係る支給決定を受けた者のうち共同生活援助サービス費の注5 又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を 算定されるもの((2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)				
(一) 区分六に該当する者	9,180	0	0	0
区分六に該当する者(特別地域加算対象者)	10,557	1	1	10,557
(二) 区分五に該当する者	5,620	1	1	5,620
区分五に該当する者(特別地域加算対象者)	6,463	0	0	0
(三) 区分四に該当する者	3,550	0	0	0
区分四に該当する者(特別地域加算対象者)	4,083	0	0	0

エ 年度中に再支給決定が行われている場合には、当該再支給決定の効力が発生した月の実績から新たな区分に割り振る。

例えば、平成30年4月の再支給決定の結果、障害支援区分は「区分4」のまま変わらないが、支援の割合が区分(8)から区分(7)の(一)(特別地域加算対象者)に変更になった場合、平成30年4月実績から区分(7)の(一)に割り振る。

オ 4月受付分から翌年3月受付分までの12か月分について、アからエまでの作業を繰り返す。

カ 事業所等から直接介護給付費等の請求を受けている利用者に係る実績についてはstyleK1.csvと同様にstyleK3.csvの利用者数に含まれていないため、国庫負担基準告示の定めに基づき区分を判断した上で、オまでで作成した参考様式に別途手入力追加計上する。